

旧

新

(注) 工数の補正は、表3.17に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路の製作にも適用する。

表3.17 付属物の工数の補正

種別	重	連	斜	橋	曲	線	橋	桁高変化	平均支間長
伸縮継手	○*	○***			×		×		×
高欄	×	×					○***	×	×
防護柵	×	×					○***	×	×
検査路	○*	×			×			×	×

○：補正を行う ×：補正を行わない

(注) *：伸縮継手、検査路の重量による補正は、表3.8の補正を適用する。但し、連数の橋梁本体と同様とする。
 **：伸縮継手の斜橋による補正は、表3.9の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。
 ***：高欄、防護柵の曲線による補正は、表3.10の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。

- (4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いを、鋼橋工場製作工事と同じとする。
 なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第VI編第1章市場単価⑨-1 橋梁用伸縮継手設置設置工」による。
- (5) 鋼橋工場製作工に係る支承の積算は、製品価格(支承メーカーの販売価格)を材料費明細書に計上し、工場管理費の取扱いは、一般の鋼材と同様とする。
 (イ) 支承の運搬は、一般鋼材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。
 (ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。

3-2 製作工労務単価
 工場製作における工数単価(直接労務費)は22,400円とする。

工数単価改訂

(注) 工数の補正は、表3.17に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路の製作にも適用する。

表3.17 付属物の工数の補正

種別	重	連	斜	橋	曲	線	橋	桁高変化	平均支間長
伸縮継手	○*	○***			×		×		×
高欄	×	×					○***	×	×
防護柵	×	×					○***	×	×
検査路	○*	×			×			×	×

○：補正を行う ×：補正を行わない

(注) *：伸縮継手、検査路の重量による補正は、表3.8の補正を適用する。但し、連数の橋梁本体と同様とする。
 **：伸縮継手の斜橋による補正は、表3.9の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。
 ***：高欄、防護柵の曲線による補正は、表3.10の「箱桁以外の形式」の場合の補正を適用する。

- (4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いを、鋼橋工場製作工事と同じとする。
 なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第VI編第1章市場単価⑨-1 橋梁用伸縮継手設置設置工」による。
- (5) 鋼橋工場製作工に係る支承の積算は、製品価格(支承メーカーの販売価格)を材料費明細書に計上し、工場管理費の取扱いは、一般の鋼材と同様とする。
 (イ) 支承の運搬は、一般鋼材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。
 (ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。

3-2 製作工労務単価
 工場製作における工数単価(直接労務費)は24,500円とする。